―源泉徴収事務の総決算はこの一冊で万全！―

平成26年版 年末調整のしかた

10月下旬刊 予約受付中

▶B5判・400頁・予価2,000円（予定本体価格1,852円+税）

- **年末調整**に必要なすべての事項を分かり易く解説!!
- 平成２６年度の改正内容を完全網羅!!
- 巻末に**年末調整に関するQ＆A130問**を収録!!
- ミスをしないための**ポイント、注意事項、各種計算例、様式記載例**などを取り入れて実務的に解説!!

主な内容

- ２色刷折込　年末調整の事務手順表
  各種控除のチェックポイント一覧表
- 各種控除額の合計額の早見表の使い方
- 各種税額表
- 社会保険・労働保険の保険料額表
- 年末調整に必要な各種控除などの解説
- 年末調整の計算例など具体的実務
- 給与所得者の確定申告
- 災害被害者に対する救済
- 電子計算機等による年末調整
- 賞与に対する税額の計算方法
- 年末調整終了後の整理事務
- 源泉徴収事務に必要な用語の解説
- １月の源泉徴収事務

静岡法人会員の皆様へ
予価2,000円のところ、
10%引き(1,800円)、かつ、
送料無料でご提供します！

発行　**一般財団法人　大蔵財務協会**
〒102-8335 東京都千代田区三番町30-2 TEL03-3265-4141 FAX03-3264-0524
ホームページURL http://www.zaikyo.or.jp

※ 申込書にご記入いただく個人情報につきましては、お申込書籍の発送のほか、弊会刊行物等や催事のご案内に使用させていただく場合がございます。
※ 弊会個人情報保護につきましては、ホームページにてご確認ください。

申込書

静岡法人会宛　FAX(054)251-8203

平成26年版 年末調整のしかた	冊
■ご住所（〒　　－　　）　TEL（　　）　－　　FAX（　　）　－	
■ご名称	■ご担当者名
	申込期限　平成26年10月24日(金)

参考

年末調整に関する主な改正内容（平成 26 年 4 月現在）

【平成 25 年 1 月から復興特別所得税が創設されています】

★ 所得税の源泉徴収の対象となる所得の支払をする際は、復興特別所得税を併せて源泉徴収する必要があります。

★ 年末調整により年税額を算出する際は、復興特別所得税を含めて算出（主な年調所得税額に 102.1%を乗じて算出）する必要があります。

平成 26 年度の税制改正により、源泉所得税関係について平成 26 年 4 月 1 日から適用される主な項目は以下のとおり。

■ 居住者が新株予約権等（株式を無償又は有利な価額により取得することができる一定の権利で、当該権利を行使したならば経済的な利益として課税されるものをいいます。）をその発行法人から与えられた場合において、当該居住者等が当該権利をその発行法人に譲渡したときは、当該譲渡の対価の額から当該権利の取得価額を控除した金額を、事業所得に係る収入金額、給与等の収入金額、退職手当等の収入金額、一時所得に係る収入金額又は雑所得に係る収入金額とみなして課税することとされました。（平成 26 年 4 月 1 日以後に行う新株予約権等の譲渡について適用）

■ 中小企業等協同組合法の一部改正に伴い、生命保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、共済協同組合連合会（火災共済の再共済の事業を行う協同組合連合会）の締結した生命共済契約を加え、地震保険料控除の対象となる共済契約の範囲に、火災共済協同組合の締結した火災共済契約に代えて、火災等共済組合の締結した火災共済契約を加えるなど、所要の措置が講じられました。（平成 26 年 4 月 1 日から適用）

■ 居住者が、要耐震改修住宅(注)を取得した場合において、次に掲げる要件その他所定の要件を満たすときには、住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされました。

(1) 要耐震改修住宅の取得の日までに、同日以後耐震改修を行うことにつき一定の申請手続をしていること

(2) 要耐震改修住宅を居住の用に供する日（当該取得の日から 6 月以内の日に限ります。）までに、耐震改修により要耐震改修住宅が耐震基準（地震に対する安全性に係る一定の基準等をいいます。）に適合することとなったことについて一定の証明がされたこと （平成 26 年 4 月 1 日以後に要耐震改修住宅の取得をする場合について適用）

【お申込みから、代金お支払いまでの流れ】

静岡法人会へ「お申込み」いただきますと、発行元の(一財)大蔵財務協会から「注文書籍・請求書・支払方法の説明書」をお届けします。

問い合わせ先　(一財)大蔵財務協会　ＴＥＬ03-3265-4141　ＦＡＸ03-3264-0524
又は　(一社)静岡法人会　事務局　ＴＥＬ054-254-1625